

# カントにおける連想と親和性について

## Von der Affinität, die der objektive Grund der Assoziation ist, bei Kant.

香 川 豊

我々は、たとえば、“水が太陽に照らされると暖くなる”といった出来事を経験的に知っている。このような経験の内においては、日光と水の暖かきの表象は一定の関係において結合されたものとして意識されているが、このような諸表象の経験的な結合の規則が連想 (Assoziation) の規則と言われる<sup>(1)</sup>。しかし連想は、それ自身ではあくまでも諸表象の経験的結合 (特に再生産的総合) の「主観的で経験的な根拠」<sup>(2)</sup>でしかなく、たとえ我々が諸知覚を連想する能力を持っていたとしても、知覚それ自身からみるならば、それらの諸知覚が連想され得るものであるかどうかという点に関しては、不確定で偶然的なものである<sup>(3)</sup>。諸知覚が連想され得るものとみなされるためには、知覚において我々が会おう対象が「それ自身で連想し得るもの」<sup>(4)</sup>でなければならないのであって、諸知覚の連想の可能性は知覚の諸対象 (諸現象) の連想可能性に基づくと考えられるのである。この諸知覚の連想の可能性の客観的根拠がカントの言う親和性 (Affinität) の原理である。

「[[現象]<sup>(5)</sup> 多様なものの連想の可能性の根拠は、それが客観の内にあるかぎり、その多様なものの親和性と言われる。」<sup>(6)</sup>

ところでカントは、この親和性を経験的親和性と超越論的親和性に区別し、「経験的親和性は超越論的親和性から生じた単なる帰結である」<sup>(7)</sup>と語る。しかし、「蠟を照らす日光は、粘土を固くするにもかかわらず、同時に蠟を

溶かすということは、……経験のみがそのような法則を我々に教えることができる、[とヒュームは信じた]<sup>(8)</sup>]とカントが言っているように、太陽が水を暖めるというような出来事の経験は、超越論的な親和性というア・プリオリな客観的根拠を前提としないでも、我々の経験的な対象との出会いの場において経験され得るように見える。しかしそれにもかかわらず、カントはヒュームを批判し、親和性の原理を主張するのである。では親和性はいかなる意味で連想の可能性の客観的根拠と言われるのであろうか。親和性と連想をめぐるカントの思想をここで明らかにしてみたい。

## I.

『純粹理性批判』・第一版における純粹悟性概念(カテゴリー)の演繹論は、すべての認識の内にあらわれる三重の総合——「直観における心の変様としての諸表象の覚知(Apprehension)、構想における諸表象の再生産(Reproduktion)及び概念における諸表象の再認(Rekognition)」<sup>(9)</sup>——の予備的考察を以って始まるが、その際連想の規則は再生産の総合の経験的規則として語られ、その規則は「諸現象自身が実際にそのような規則に従っていること、またそれらの現象の諸表象の多様なものにおいて或る規則に従った同伴或いは継起が起こっていることを前提とする」<sup>(10)</sup>と言われる。なぜなら、「辰砂が赤かったり、黒かったり、軽かったり、重かったりするならば、また人間があればこれの姿に変化するとしたら、……私の経験的構想力は赤い色の表象に際し重い辰砂を思い浮かべる機会を決してもちえないであろう。また或る言葉があればこれの物に付与され、あるいはまた、同一の物にあればこれの名が与えられ、現象が既に自ら従っている或る規則がそこに支配していないとしたら、再生産のいかなる経験的総合も生じないであろう」<sup>(11)</sup>からである。

直接的な知覚の諸対象は我々にさまざまな具体的な形姿を以って現われる。たとえば、辰砂の赤色は実際さまざまな色調を以って我々に現われるであろうし、その重さも同様である。しかしそうした差異性にもかかわらず、我々

がいつもそれを辰砂として知覚し、辰砂という言葉で以って名指しているということは、通常我々の体験しているところである。このような辰砂に関する諸表象の経験的総合においては、辰砂がしばしば重く、赤いものとして知覚されることから、連想によって、辰砂という表象と赤く、重いという表象が結合され、このような結合の後には、我々はその経験的総合において重い辰砂から他の表象ではなく、まさに赤いという表象へと進み行き、それらを互いに結合するのである。

ところで、諸表象の経験的総合において連想の規則が働くとして、再生産的総合の規則の前提として要求される〈諸現象自身が実際にそのような規則に従っていること〉とは、一体いかなる意味で語られているのだろうか。

現象、それは感性論では次のように規定される。

「我々が対象によって触発されるかぎり、対象が表象能力に及ぼす結果が感覚である。感覚によって対象へ関係するような直観は経験的と言われる。経験的直観の規定されない対象は現象である。」

〈触発〉とは我々が対象を現象するがままに受容する場面で語られるもので、我々が受け取るという仕方に関係する対象が〈経験的直観の規定されない対象〉としての現象である。〈規定されない〉とは客観定立的な思惟の規定を受けていないということであり、そのような対象は感性との関係でのみ語られているのであるから、それはカントの本来の意味での対象（これは経験の対象としての現象<sup>(6)</sup>である）ではない。経験の対象としての現象は「規定された現象<sup>(9)</sup>」であり、感性は単にその対象の現象するという契機に対応するに過ぎないものである。そうすると、感性論で語られるさきの現象はカントにおいて非本来的な対象を意味するに過ぎないが、この意味での現象は悟性の機能（悟性による現象の規定の働き）なしにでも我々の直観に与えられ得る、とカントは考えている。たしかに経験の質料としての感覚的所与とみなされるかぎり、それは非本来的な意味での対象である。しかし我々が知覚の対象としてさしあたり出会っている対象とみなされるかぎり、経験の対象へ

と対象化される（悟性の機能はこのことに関わる）に先立って、われわれが  
出会う対象と考えることができる。たとえば、カントにおいては経験の対象  
は客観的な空間・時間関係（客観的世界）において定立されなければならない  
が、この場合の知覚の対象は、たとえば、私の身体を基準とした前後・左  
右の関係において知覚されるような対象である。このような対象は、カント  
的経験の対象からみるならば、さしあたり知覚のたびごとに我々が対象と  
して受け取り、与えられたものとして確認しているに過ぎないような対象で  
はあるが、しかし、我々はそのような知覚を介して、しかもカント的な経験  
の対象の対象化に先立って、対象に関するさしあたりの経験を得心すること  
ができるのではなからうか。「経験が我々に或ることを教える<sup>(67)</sup>」とカントが言う  
場合の経験、このような経験においては、「我々は、普通の知覚がそのよう  
に教えるとのみ言い得るのであって、それがそうでなければならぬと言  
うことができない<sup>(68)</sup>」としても、やはりそこで前学的な経験を心得ていると考える  
ことができる。もちろん、〈それがそうでなければならぬ〉ということの  
ためには、現象はカテゴリーに従った悟性の機能によってア・プリオリに規  
定されなければならないが、しかしそのような悟性によるア・プリオリな規  
定に先立って、知覚を介しての対象との出会いの場面で、普通知覚がその  
ように教えてくれるようなものについての経験が成り立ち得るのである。この  
ような経験は「そこに何があるか<sup>(69)</sup>」ということを教えてくれるのであり、そ  
の〈何〉は直観的に与えられたものから規定されるのである。そうすると、  
辰砂が直観的に与えられることに基づいて、それがさしあたり赤く、重いと  
いう性質をもつものとしてたびたび現われるので、辰砂に関する諸表象もそ  
の経験的総合においてそのようなものとして再生産されると言えよう。それ  
では、辰砂がそのような性質をもつものとして規則的に現象することが現象  
の親和性で、それに基づいて再生産の総合における連想が可能になるとい  
うことになるのであろうか。しかしそうだとすると、太陽が東から昇り、西に  
沈むと言われる場合も同様に、太陽の知覚された移動（見かけの移動）が現  
象それ自身の運動とみなされることになるのではなからうか。おそらくカン

トはそのことを認めないであろう。なぜならカントの親和性の原理は経験の対象に関して主張されているからである。では、カントの本来の意味での経験と普通知覚がそのように教えると言われる場合の経験との違いをカントはどのように考えているのであろうか。

カントは、判断における与えられた諸表象の結合に関し客観的統一と主観的統一とを区別するとともに、「判断とは与えられた諸認識を統覚の客観的統一へもたらす様式以外の何ものでもない。判断における繫辞“ある”は、諸表象の客観的統一を主観的統一から区別するため、統覚の客観的統一を目指すのである」と語る。本来的な意味での経験（経験判断）は〈統覚の客観的統一〉に基づいて可能となる判断である。これに対し、諸表象の〈主観的統一〉とは「再生産的構想力の法則に従う関係」<sup>(61)</sup>、つまり「連想の法則に従って」<sup>(62)</sup> 諸表象が経験的に統一される場合で、このような統一に基づいて「私が言い得るのは、[たとえば] 私が或る物体を持つと、私は重さの圧力を感じる、ということだけであり、その物体が重さを持つ、と言うことはできない。」<sup>(63)</sup> 後者の言表は経験判断においてのみ可能である。〈私は……を感じる〉とは、我々が知覚において出会った対象を受容しつつ、知覚したものを知覚したままに連想の法則に従って結合し、統一へもたらしたことを指している。そこでは経験判断におけるように、「[物体と重さという] この両表象が客観において、換言すれば主観の状態の区別なしに結合」<sup>(64)</sup> されているのではなく、ただ我々が知覚したものを知覚したままに言表しているので〈私は……を感じる〉という定式が与えられるのである。しかし、たとえそれが「主観的妥当性しか持たない」<sup>(65)</sup> としても、感官の対象は「悟性による感官の対象についてのさしあたりの判断」<sup>(66)</sup> に導くのであるから、我々は知覚を介してそのような判断へ至ると言うことができる。カントはこのような判断を『プロレゴメナ』<sup>(67)</sup> において知覚判断と規定し、経験判断から区別するとともに、そのような判断は経験判断に先立つと考えているが、しかしカントがこのような知覚判断の例として、たとえば“部屋が暖かい”とか“砂糖が甘い”<sup>(68)</sup> というような例を挙げているところからみると、このような判断は普通

知覚がそのように教えてくれるものに関わっており、知覚を介しての対象との自然的な出会いの場におけるさしあたりの経験を意味すると考えられる。我々はこのような経験においても、対象の同一性を経験的に把握するため経験的に諸表象を総合的に統一することを遂行すると考えられるが、カントによると、そのような総合的統一は再生産的な構想力の法則（連想の法則）に従って規定された対象（かくかくのものとして我々に単に現象するに過ぎない対象）を開示するに過ぎず、経験の現実的对象には関わらないのである。（我々の自然的態度においてはこのような対象は必ずしも単なる現象とみなされてはいない。しかしカントは、そのような前学的場面での経験をそのような場面において主題的に考察することをせず、むしろ、カント的な意味での経験——この経験はニュートン物理学な経験を典型とするような学的経験である。——ではないという側面からそれを消極的にのみ取り扱うのである。<sup>(8)</sup>）さきに述べたように、辰砂がこのような現象と解されるならば、天空の円天井のような外観と同じくカントにおいては単なる現われと解されることになり、たとえ辰砂が規則的な現われ方をしようとも、それはまだ経験の現実的对象ではないのであるから、そこでは経験的親和性が問題にされないのである。たしかに、連想の法則に従った再生産の総合が前提とする現象自身とは感官の対象としての現象ではあるが、しかしこの対象は諸表象の経験的な総合的統一を通して二重の仕方<sup>(9)</sup>で開示されるのである。つまり、知覚判断において語られているような単なる現われとしての現象として開示されるか、それとも経験判断において語られているような経験の対象としての現象として開示されるかである。そうして、さきの辰砂の例にみるような諸表象の経験的総合における再生産の総合と現象との関係からのみでは、カントの述べる〈現象自身〉がどちらの場合を指すのか必ずしも明確にされ得ないのである。

ところでカントは、諸現象の再生産の総合に関するさきの辰砂の例に続いて次のように述べる。

「それ故、それ自身が、諸現象の必然的総合統一のア・プリオリな根拠であることによって、この諸現象の再生産を可能にするような或るものがなければならない<sup>(81)</sup>。」

諸現象の再生産的総合を<諸現象の必然的総合的統一のア・プリオリな根拠であることによって>可能にするような<或るもの>が前提されるならば——カントの本来の意味での経験のためにはこのようなア・プリオリな根拠が必要である。——辰砂はその再生産的総合において必然的に赤く、重いものとして再生産されなければならない。もしそうだとすると、その総合の前提としての現象自身もそのような必然性に制約されているものでなければならないことになる。しかしさきの辰砂に関する叙述からみるかぎり、再生産的総合に際しては、辰砂が辰砂として経験的に同定され得るような或る規則性のもとに現象し、再生産されればよいのであって、その規則性がア・プリオリな総合的統一の根拠から必然的なものとして規定されなければならない<sup>(82)</sup>ということ、そこではまだ要求されていないように思う。これに対し、<諸現象の必然的総合的統一のア・プリオリな根拠>に基づくような諸表象の総合的統一は、「直視の多様なものの再生産をア・プリオリに必然的たらしめ、またこの多様なものがそこで合一する或る概念を可能ならしめるような、或る規則に従う総合の機能によって産出される<sup>(83)</sup>」ことが必要である。そうして、このような総合の機能こそ<或るもの>としての「構想力の純粹な超越論的総合<sup>(84)</sup>」であり、ここでの経験的総合的統一は「現象を経験として読む<sup>(85)</sup>」こととして遂行される。おそらく、連想の法則に従った再生産的総合と親和性との必然的關係はこの後者の場面で語られるものであろう。そこでこの兩者の關係を、『純粹理性批判』・第一版の純粹悟性概念の演繹論における「下から」の演繹<sup>(86)</sup>と言われる部分を中心にして検討することにしよう。

## II.

下からの演繹は経験的なものから始まる。

「我々に与えられる最初のものは現象である。この現象はそれが意識と結合している場合には知覚と呼ばれる。……しかしすべての現象は多様なものを含んでおり、したがってさまざまな知覚は心の内でそれ自身ではばらばらで個々に見出されるのであるから、それらの結合が必要である。」<sup>(37)</sup>

もっとも実際の知覚が心の内でばらばらに見出されるかどうか問題であるとしても、現象はさまざまな現われ方をし、そのさまざまな現われの経過が結合という働きから切り離されれば、おそらく次々と流れるものに過ぎないであろう。しかし我々はそのような多様な現われを介して自同的な対象を目指すのであるから、多様なものをひとつの表象における多様なものとして結合する必要がある。このような結合を遂行する能力が構想力であり、「直接知覚で営まれる構想力の行為」<sup>(38)</sup>が覚知の総合である。「しかし、覚知の総合ですら、或る知覚から心が或る他の知覚へと移行行き、或る知覚を後続する知覚へと呼びよせ、そうして知覚の全系列を描き出す或る主観的根拠がそこになかったならば、それだけではまだいかなる形態も、諸印象の結合も産出しないであろうことは明らかである。」<sup>(39)</sup>つまり、たとえば或る家の形態を表象する場合には、正面、側面、背面とその形態の部分表象の知覚を順々に後続する部分表象の知覚へと手渡し、それと結合することが必要であるが、そのような結合に＜或る主観的根拠＞が存在すると言うのである。またこの先行する知覚から後続する知覚へ移行する場合に、先行する知覚を後続する知覚へ＜呼びよせ＞、結合する場合に、それが会おうがままに区別なく再生産され、結合されるならば、そこには「諸表象の単なる不規則な堆積」<sup>(40)</sup>があるのみで、そこからはいかなる認識も生じないであろう。それ故「諸表象の再生産はひとつの規則を持っていなければならない、その規則に従って或る表象は或る他の表象というよりもむしろこの表象と構想力において結合されるのである。」<sup>(41)</sup>たとえば或る家の形態の知覚においては、その家の壁面の色等は問題にならないのであるから、そのような観点のもとでは色について



の知覚は無視され、先行する形態の部分表象と後続する形態の部分表象とが規則的に再生産され、結合されるに至るのである。そうしてこのような規則に従う再生産の主観的経験的な根拠が諸表象の連想と名付けられるものであり、認識のためにはこの連想に従う再生産が更に客観的根拠に基づいていなければならないことがカントによって要求されるのである。

「ところでしかし、この連想の統一が或る客観的根拠を持たないとしたら、現象は構想力によって、この覚知の可能な総合的統一の制約のもとにおけるものとは別様に覚知されることが可能になるであろう。そうすると、諸現象が人間の認識の脈絡に適合するということが何かまったく偶然なことになるであろう。なぜなら、我々が知覚を連想する能力を持っていたとしても、知覚がまた連想し得るものであるかどうかということとは、それ自身まったく確定されず、偶然のままであるからである。そして知覚が連想され得るものでない場合には、そこでは多くの経験的意識が私の心の内に見出されるが、しかしばらばらであり、私自身の意識に属することがないような、たくさんの知覚、またおそらく或る全感性が可能であろうが、しかしこのことは不可能である。なぜなら、私はすべての知覚をひとつの意識（根源的統覚）に教え入れることによってのみ、私はすべての知覚に際して、私はそれらの知覚を意識している、と  
<sup>(49)</sup>言うことができるからである。」

<連想の統一>と<或る客観的根拠>との必然的關係は、<諸現象が人間の認識の脈絡に適合するということ>の可能性に関して語られている。つまりそのような根拠がないと経験の対象の秩序と我々の認識の秩序との合致が何か偶然的なものになってしまうような、そのような客観的根拠に連想は従っていなければならないのである。そしてそのような根拠として、ここに<ひとつの意識（根源的統覚）>が登場する。すべての知覚が根源的統覚にもたらされなければならない、という経験的意識と根源的統覚の必然的な關係は、カントにおいては経験の可能性の制約として語られているのであり、

それは与えられた諸認識を統覚の客観的統一へもたらす場面でのみ必然的なものとして語られるような関係である。それ故、そのような統一へもたらされるのが原理的に要求されていないような諸知覚については、そのような必然的関係は主張され得ない。たとえば、カントが経験判断になり得ない知覚判断<sup>(43)</sup>の例として挙げた砂糖の甘さや部屋の暖かさの知覚がそれである。しかし我々は砂糖が甘いというようなことを通例経験しているのであるから、カント的な意味での経験ではないにしても、そこで連想の規則に従った諸表象の総合的統一を語るができるであろう。そのことは、砂糖と甘さの表象の連合が我々の内に心の習慣として形成されていることから窺い知れる。しかもそのような総合的統一が成立し得るのであれば、諸知覚を一定の関係において統一する私は、やはりそれらの知覚に伴い得るものと考えられるが、しかしそのような自己意識は根源的統覚としての自己意識ではないのである。根源的統覚としての自己意識は、すべての知覚に伴い得ることによって経験の連続性と統一性（すべての経験が私の経験であるということ）を可能的に形成するのであり、それは単にその都度の経験の集積ではなく、すべての知覚がそこにおいて必然的に連関する可能的経験の形式的統一を可能にするものとみなされている。それ故、〈私はそれらの知覚を意識している〉ということは、有体物・内世界的に存在しつつ諸対象を意識しているような私に諸知覚が属するということの意味するのではない。それはむしろ、諸知覚がそれによって可能的経験の脈絡の内に組み込まれ、現実的经验となるような統覚の客観的統一の制約に従っていること、つまり、知覚がそのような制約に従った覚知の総合によって可能となる知覚であり、そのような制約に従った総合によって統覚の統一へもたらされる知覚であることを意味している。『論理学』においては「意識とはもともと或る他の表象が私の内にあるという表象である」<sup>(44)</sup>と規定されるが、しかし〈私の内にある〉ということが、諸知覚とひとつの意識（根源的統覚）との必然的関係を意味するかぎりにおいては、その関係は経験判断における与えられた諸認識の客観的統一においてのみ顕在化し得るような関係であるから、そのような総合的・客観的

統一の作用が及び得る範囲内で諸知覚と必然的に関係するのであり、その場合には諸知覚の連想もまたそのような統一の制約のもとに遂行される。

ところで、たとえば『人間学』<sup>(45)</sup>においては、「連想の法則とは、しばしば相続いて継起する経験的表象が、その一方の表象が産出されるならば、他方の表象もまた生ぜしめるという習慣を心の内にひき起こすということである」<sup>(46)</sup>と規定されるが、しかし連想が親和性との関係で問われるのは、継起する経験的表象によって心の内にひき起こされた〈習慣〉という側面からのみではない。そのことは、連想の法則に関して、カントが次のような問い、つまり、生起するものの経験において働く連想が実際に従っているとみなされる規則、たとえば「或るものがそれに先行し、その或るものに常に継起することがない何もかも生起しない」<sup>(47)</sup>という規則が、「自然の法則として何に基づいているのか、……そしていかにしてこのような〔規則に従った〕連想自身が可能なのか」<sup>(48)</sup>という問いを問うところから明らかである。ここでは現象の多様なものの必然的な再生産の経験的規則としての連想、換言すれば現象自身に従っている自然法則に適合した連想の可能性が問われているのである。もちろん単なる連想能力との関係で連想が問われるかぎりでは、連想は必ずしも自然法則に適合した諸知覚の連想に限定されるものではない。ここで自然法則に適合した連想の可能性が問われるのは、まず第一に、親和性の原理を連想の可能性の客観的根拠として示すためである。そしてこの原理に基づくことによって、連想は単なる経験的な諸表象の再生産的総合というよりはむしろ、経験における諸表象の再生産的総合に関わるものとして語られることになる。しかもその場合、連想がそのような総合の単なる主観的根拠として語られるのは、それが同時にカントのヒューム批判に関わっているからである。<sup>(49)</sup>カントによると、ヒュームは「悟性の内にその座を持ち、必然的な結合を言明する親和性の原理を、単に模写的構想力の内に見出され、偶然的結合のみを示す得るのみで、まったく客観的結合を示し得ない連想の規則にしてしまった」<sup>(50)</sup>のである。

再生産の総合の主観的根拠としての連想は、カントにおいては、もっぱら

現象の多様なものを統覚の客観的統一へもたらすという観点のもとで遂行される経験的総合において問題にされている。そのかぎりでは再生産的総合は現象を経験として読む行為に関わるものであり、連想は統覚の根源的統一の制約のもとで働くことになる。またカントにおいては、「自然は、……超越論的統覚の内に、[すなわち]自然がそのためにのみすべての可能的経験の客観、すなわち自然と称され得るような統一の内においてのみ認められる<sup>(61)</sup>」であり、自然の統一が統覚の超越論的統一に基づくかぎり<sup>(62)</sup>、連想の可能性は自然法則に適合した諸現象の連想の可能性という観点からのみ問われる。これが連想の客観的根拠としての親和性が問題にされる場面である。

「それ故、ひとつの客観的な、つまり構想力のすべての経験的法則に先立ってア・プリオリに洞察される根拠がなければならない。すべての現象にわたって広がる法則、この法則は現象をことごとく、それ自身で連想可能であり、また再生産においてあまねく結合する一般的な規則に従うような感官の所与とみなすのであるが、このような法則の可能性、いやそれどころかその必然性すらもあの客観的根拠に基づくのである。この諸現象のすべての連想の客観的な根拠を私は現象の親和性と名付ける。しかし我々はこの客観的な根拠を、私に属するであろうすべての認識に関する統覚の統一の原則以外のどこにも見出すことができない<sup>(63)</sup>。」

最初に問題にしたそれ自身連想可能な現象とは、いまや可能的経験の所与としての現象と解されなければならない。そのような所与として、すべての現象は<統覚の統一の原則>に従って覚知される現象、つまり経験の対象であり、統覚の統一のア・プリオリな制約のもとで規定される現象である。それ故、たとえば太陽が水を暖めるということを知覚する場合、単に時間の内において継起の関係においてあるものとしてそれらを知覚するというのではなく、原因と結果の関係において客観的に対象として定立されるものとして、可能的経験における因果的な法則連関に必然的に組み込まれ得るような諸知覚の関係、つまり客観的な継起の関係においてそれらを知覚するのであ

る。すなわち、日光と水の暖かさを実際継起の関係において現象するものとして単に覚知するというのではなく、以前には暖かくなかった水が暖かくなったとするならば、それより前に何か或るものがある、因果的な法則に従ってこの或るものに水の暖かさが継起するにちがいない——このようなア・プリオリな統一への指示に基づいて諸現象（諸知覚）は自然の統一（統覚の統一）へもたらされるのである。——という前提（統覚の統一へのア・プリオリな予視）のもとで、現象自身の内にそのような法則的連関を経験的に求めるのであり、このような場面で覚知が遂行されるのである。諸現象の多様なものがこのような場面で覚知されるのであれば、そのような多様なものの必然的な再生産をも同時にア・プリオリに可能にするような規則に従って覚知が遂行されるのであるから、そこでは現象は原理的に連想において必然的に再生産され得るもの（それ自身連想可能なもの）とみなされるのである。与えられた多様なものの連想の可能性は、ここでは単にしばしばそのように観察されるということに基づくというような経験的な側面——この側面は或る一定の客観的継起の関係を具体的に探究する（たとえば水が暖かくなった原因として太陽熱を探し出す）場面で問題にされ得るが——において問われているのではない。むしろ、すべての現象をくそれ自身で連想可能であり、また再生産においてあまねく結合する一般的規則に従うような感官の与件>とみなす可能性——現象の自然における法則的連関を経験的に探究する場面で覚知が遂行される場合、現象はことごとくこのようにみなされ得る。——のア・プリオリな根拠から問われているのである。そしてこの根拠こそく私に属するであろうすべての認識に関する統覚の統一の原則>の内に見出される<現象の親和性>の原理に他ならない。根源的統覚における経験的意識の客観的統一は、可能的経験の必然的な脈絡の内に組み込まれることによって経験として読まれるような「すべての可能な知覚の……必然的制約」であり、現象の親和性は「[統覚の統一の制約である]規則にア・プリオリに根拠付けられている構想力における総合 [——現象の多様なものの再生産を統覚の客観的統一への予視から必然的たらしめ、その多様なものがそこで合一

する対象の概念を可能ならしめるような規則に従う総合——]のひとつの必然的帰結である。<sup>(64)</sup>」

現象の親和性は、すべての現象が表象としてそれに従って統覚の客観的統一へもたらされる——これによって現象は経験の対象として定立される。——ようなア・プリオリな制約（カテゴリーに従った構想力の超越論的総合）に従うところに成立するのであり、その場合にのみ現象はそれ自身連想可能なものとみなされ、経験の一契機としての連想に従った再生産的総合が可能となるのである。

ところで、親和性の原理と連想の可能性の関係が以上のようなものであるとして、経験的親和性はいかなる意味で超越論的親和性の〈単なる帰結〉とみなされるのであろうか。

### III.

超越論的親和性とは、「すべての現象が必然的な諸法則に従ってあまねく結合されている<sup>(65)</sup>」ことを指すが、この〈必然的な諸法則〉とは「普遍的な自然統一の総合的諸命題<sup>(64)</sup>」としての可能的経験の諸原則である。これらの原則は経験の対象に一般的に関係し、経験一般の形式をア・プリオリに表象することによって経験を可能にするものであるが、そのことによって同時に自然の合法則的連関（形式的な意味での自然<sup>(67)</sup>）をも可能にするような原則である。それ故超越論的親和性とはすべての現象の必然的な合法則的結合としての自然における合法則的連関を意味するものと考えられる。

ところでベイトンは超越論的親和性を「その偶有性が量と質を所有しており、また他の諸実体との因果的な相互作用を通して規定されているような或る実体の統一<sup>(68)</sup>」と解している。しかし統覚の超越論的な統一は、それを可能にする制約として個々の経験に関わるという側面のみならず、経験に一般的に関わるものとして経験の野を予め規定する制約という側面がある。可能的経験の原則は経験の野の基本構造をア・プリオリに表象するものとして、可

能的経験の世界（自然）の合法的連関、つまり諸実体の因果的な相互作用連関における普遍的な自然統一に関わっており、超越論的親和性はこのような普遍的な自然統一を意味するものと解されるので、ペートンの言う〈或る実体の統一〉では普遍的な自然統一の意味が必ずしも明確になり得ない面があるように思う。このことは彼の経験的親和性の考え方において一層明らかになる。

ペートンは経験的な親和性を経験的に知覚された個別的な対象の諸要素の総合的統一と解しており、たとえば「角砂糖という或る実体において結合された偶有性は、固い、白い、甘いというような質であることを我々は経験から学ぶ、そしてこのような知覚された諸要素の統一がその経験的親和性を構成する」と考えている。しかし彼が語る知覚された諸要素（固い、白い、甘い）の統一は、実体のカテゴリーにおいて必然的に統一されるに先立って、知覚が教えるところに基づく経験においても成立し得るものであり、しかも砂糖が甘いということはカントの本来の意味での経験になり得ないことはカント自身が認めているところである。角砂糖における知覚された諸要素の統一は、それが自然の法則的連関（特に諸実体の因果的な相互作用連関）における対象とみなされるかぎりにおいて、実体のカテゴリーに従った統一をなすのであり、その場合には、角砂糖はこれこれの性質を持っているということのみではなく——これは我々のさしあたりの経験においても成立する。——更にそれが自然の法則的連関のもとにある対象として定立されているということがそれに属している。ペートンの解釈ではこの後者の意味が明確にされていないのである。経験的親和性とは必然的な合法的連関をなす普遍的な自然の統一のもとに諸現象が実際に組み込まれ、一定の経験的な法則的連関のもとにある対象として定立されてあることを意味しているのである。或る対象（現象）が経験として読まれるということは、単に或る対象に関する現実的経験が成立する——ペートンはこの側面からのみ語る。——ということのみではなく、同時にその経験は可能的経験全体の内に組み込まれ、他の諸経験と必然的に連関するものとして経験されていることを意味してい

る。諸知覚（諸現象）は可能的経験全体の脈絡（自然の合法的連関）の内に組み込まれ、他の諸知覚と必然的に連関することによってのみ現実的经验(62)になり得るのである。

ところで、経験的親和性と超越論的親和性の意味が以上のように解されるならば、経験的親和性は、可能的経験の世界（自然）の最高原則（この原則によって自然に指定された根本体制のもとで表象された自然の形式的な合法的連関とその統一とが超越論的親和性を意味する。）に必然的に規定された諸対象の経験的な合法的連関を意味するものに過ぎないのであるから、超越論的親和性は経験的親和性のア・プリオリな根拠であり、経験的親和性は超越論的親和性のもとで始めて可能になるものであるから、経験的親和は超越論的親和性の＜単なる帰結＞に過ぎないのである。カントはこの関係を次のようにも語る。

「すべての経験的な法則は 悟性の純粋法則の特殊な規定に過ぎない。経験的法則は悟性の純粋法則のもとで、またその規範に従って始めて可能になるのであり、諸現象はその合法的形式を受け取る。(63)」

ところで、＜悟性の純粋法則＞のもとでのみ＜経験的法則＞が可能になり、それによって＜始めて＞＜諸現象はその合法的形式を受け取る＞と考えられるならば、カントにおいて親和性の原理はヒュームの批判になり得ることになる。なぜなら、カントによるとヒュームは悟性の純粋法則を「想像上のものと思ひ誤り、経験とその法則から生じた習慣以外の何ものでもない」と考えたからである。たしかに「私は経験なしに、[たとえば]結果から原因を、また原因から結果をア・プリオリに認識出来ないであろうし、また経験の教えなしにはこの因果関係を明確に認識し得ないのである。(64)」たとえば固かった蠟が太陽熱によって溶かされるというような一定の因果関係は＜経験の教えなしには＞＜認識し得ない＞。しかし「たとえば以前には固かった蠟が溶けるならば、このことが或る不変な法則に従ってそれに続いて継起するような或るもの（たとえば太陽熱）がなければならぬ、ということ



を私はア・プリオリに認識し得る。<sup>(66)</sup>つまり、「たとえ我々が決して直接的に我々に与えられた概念の内容を越え出することは出来ないとしても、それにもかかわらず我々は完全にア・プリオリに、しかし第三者すなわち可能的経験との関係において、それゆえやはりア・プリオリに他の諸物との結合の法則を認識し得る<sup>(67)</sup>」のである。因果の原則、それは経験を可能にする原則として可能的経験においてのみその対象が与えられ得る。それ故<経験なしに>はそれはア・プリオリに認識されることはできない。換言すれば、それは<可能的経験>との関係においてのみア・プリオリに認識され得るものである。しかし或る出来事において何がその原因をなしているか、その因果関係を経験的に規定するためには経験が不可欠であり、経験における一定の因果関係はあくまで経験を通して規定される。この規定はそれ故経験に依存する偶然的なものになるが、しかしそのような因果関係の経験はア・プリオリな因果の原則によってのみ可能となり、その原則自身は経験的な規定の偶然性に関わりなく経験に必然的に妥当する。カントによるとヒュームは「法則に従った我々の規定の偶然性から誤って法則自身の偶然性を推論したのである。」<sup>(68)</sup>

連想の法則は、それが心の習慣という側面から語られるかぎり、砂糖と甘さの連合にみられるように、経験的な対象との出会いの場面における対象の前学的経験においても働いている。しかしその場合には、対象がしばしばそのようなものとして観察されるということに連想の可能性が基づいており、対象の秩序と我々の認識秩序との合致は偶然的なものになってしまう。このような合致が経験的真理として或る必然性のもとに主張されるためにはその合致の必然性のア・プリオリな根拠がなければならない。この根拠への問い——これは経験の可能性への問いとして遂行される。——がカントの主題であり、このア・プリオリな根拠（経験の可能性の諸制約）に基づいてすべての現象が可能的経験の所与とみなされるかぎり、その所与の経験的総合に関わる連想の可能性はその客観的根拠である現象の親和性に基づく。カントのヒューム批判はこの点に関するもので、経験を通して確定される対象の一定の因果関係は、その経験そのものがア・プリオリな根拠に基づいて可能とな

るかぎり、ア・プリオリな根拠に予め制約されており、その制約のもとで経験を通して確定されるのであるから、カントにおいては単なる心の習慣という主観的根拠に基づいて可能になるものではないのである。しかし経験を通して対象の一定の因果関係を確定する行為は現象の多様なものの経験的総合を通して遂行されるものであり、この総合の過程において連想は経験作用の一契機として働くことになるのである。

### 注

- (1) Vgl. Kritik der reinen Vernunft, A766, B794.  
『純粹理性批判』に関しては慣例に従って、第一版(1781)をA、第二版をB(1787)と略し、その原版の頁を示すことにする。なおカントのその他の著作からの引用は、アカデミー版(Kant's gesammelte Schriften. Herausgegeben von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften.)の巻数と頁数を以って示す。
- (2) A 121.
- (3) A 121-122.
- (4) A 122.
- (5) [ ] の中は筆者の挿入したものである。以下引用文中の筆者の挿入語句は同様にして示す。
- (6) A 113.
- (7) A 114.
- (8) A 765-766, B 793-794.
- (9) A 766-767, B 794-795.
- (10) A 97.
- (11) A 100.
- (12) A 100-101.
- (13) A 19-20, B 34.
- (14) この現象はフェノメナとも言われ、第一版では「現象は、それがカテゴリーの統一に従って対象として思惟されるかぎり、フェノメナと呼ばれる」(A 248-249.)と定式化されている。
- (15) Prauss, G., Erscheinung bei Kant. Ein Problem der „Kritik der reinen Vernunft“, Berlin 1971, S. 21.
- (16) A 90, B 122.

- (17) Bd. IV, S. 305 Anm.
- (18) A 31, B 47.
- (19) A 1.
- (20) B 141-142.
- (21) B 141.
- (22) B 142.
- (23) ibid.
- (24) ibid.
- (25) B 141.
- (26) Bd. XXVIII, S. 234.
- (27) これはカントの著作『学として現われうるすべての将来の形而上学のためのプロレゴメナ』（1783）の略称である。
- (28) Bd. IV, S. 298. Vgl. Bd. IV, S. 299.
- (29) Bd. IV, S. 299.
- (30) この点に関しては、拙著・『超越論的な問いと批判』（1989年 行路社）の「2 知覚判断と経験判断」を参照されたい。
- (31) A 101.
- (32) カントがここで諸現象の再生産的総合の可能性のア・プリオリな根拠を語る場合にひとつの飛躍があるように思う。  
——cf. Paton, H. J., *Kant's Metaphysic of Experience*, London 1936, vol. I, p. 369.
- (33) A 105.
- (34) A 101.
- (35) A 314, B 370-371.
- (36) A 119.
- (37) A 119-120.
- (38) A 120.
- (39) A 121.
- (40) ibid.
- (41) ibid.
- (42) A 121-122.
- (43) Bd. IV, S. 299 u. Anm.
- (44) Bd. IX, S. 33.
- (45) これはカントの著作『実用的見地における人間学』の略称である。
- (46) Bd. VII, S. 176.

- (47) A 113.
- (48) *ibid.*
- (49) Vgl. Heimsoeth, H., *Transzendente Dialektik. Vierter Teil*, Berlin, New York 1971, S. 731 Anm.
- (50) A 766-767, B 794-795.
- (51) A 114.
- (52) A 127 ; A 114.
- (53) A 122.
- (54) A 123.
- (55) A 113-114.
- (56) A 114.
- (57) Vgl. A 126 ; A 127 ; B 165.
- (58) Paton, H. J., *op. cit.*, p. 447.
- (59) *ibid.*
- (60) *ibid.*
- (61) 砂糖の甘さは、砂糖が自然の法則的連関の内で対象として規定される場合に本質的な対象の規定とみなされるものではない。換言すれば、“砂糖が甘い”ということとは、自然における経験的法則として探究されるような法則連関ではないという意味で経験判断になり得ないものである。しかし砂糖が砂糖として或る自然の法則的連関（例えば砂糖の溶解）の内に定立される場合には、砂糖を砂糖として同定するためにも砂糖に関するさしあたりの経験が必要であり、そのかぎりでは砂糖に関するそのような経験が（従ってその甘さの経験も）可能的経験全体の脈絡の内に組み込まれ得ることになる。
- (62) Vgl. A 494-495, B 522-523.
- (63) A 127-128.
- (64) A 765, B 793.
- (65) A 766, B 794.
- (66) *ibid.*
- (67) *ibid.*
- (68) *ibid.*